

島根県犯罪被害者等支援条例の骨子案

I 総則

1 目的

- (1) 犯罪被害者等支援について、基本理念を定める。
- (2) 県の責務、県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにする。
- (3) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。
- (4) 県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

2 定義

- (1) 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）
- (2) 犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族）
- (3) 犯罪被害者等支援（犯罪被害者等の被害を回復又は軽減し、社会全体の理解を深め配慮を促進する取組）
- (4) 民間支援団体（犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体）
- (5) 二次被害（犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害）

3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として行う。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行うことともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら行う。

【趣旨】

これらの項目は、目的、定義及び基本理念といった犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるものです。

条例が目指すものは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること」です。

基本理念は、支援に関わる全ての主体が共有する規範です。

4 県の責務

- (1) 基本理念にのっとり、国、市町村及び民間支援団体と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し実施する。
- (2) 市町村が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力をを行う。

5 県民の役割

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害を生じさせ又は犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮するよう努める。

6 事業者の役割

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努める。

7 民間支援団体の役割

基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努める。

【趣旨】

これらの項目は、犯罪被害者等の支援における県の責務、県民、事業者、民間支援団体の役割を定めるものです。

県の責務においては、市町村が犯罪被害者支援に関する施策の策定等を行う場合に、必要な情報の提供や助言等を行うよう定めることとしています。

II 支援体制等

8 支援体制の整備

- (1) 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者と連携し及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努める。
- (2) 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずる。

9 支援計画の策定

- (1) 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を定める。
- (2) 支援計画は、次に掲げる事項について定める。
 - ア 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針
 - イ 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - ウ イ及びウに掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項
- (3) 県は、支援計画を策定するに当たっては、県民等の意見を反映させる。
- (4) 県は、支援計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表する。
- (5) 支援計画の変更についても上記(3)(4)に準じる。

10 財政上の措置

県は犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【趣旨】

犯罪被害者等への支援は、国、県、市町村、民間支援団体等様々な主体に及ぶことから、基本理念に則り相互に連携及び協力する総合的な支援体制の整備や、県が行う犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するための「支援計画」の策定等について定めるものです。

支援計画を策定又は変更するに当たっては、県民、犯罪被害者等関係者及び関係機関等の意見を反映させるとともに、支援計画を策定又は変更したときは公表します。

III 基本的施策

11 相談、情報の提供等

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪被害者等がその受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようするため、犯罪被害者等が必要とする支援について的確な指示ができるよう総合的対応窓口機能を充実させるなどの必要な施策を講ずることを定めるものです。

12 損害賠償の請求についての援助

県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪被害者等に対し、損害賠償制度、その他犯罪被害者等の支援のための制度の周知を図り、助言を行うなど被害回復を支援するなどの必要な施策を講ずることを定めるものです。

13 経済的負担の軽減

県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、収入が減ったり支出がかさんだりして、経済的な困窮に直面する状況があることから、経済的負担の軽減を図るため、国の犯罪被害給付金制度の活用等、県の見舞金制度における見舞金の支給等の経済的な助成や経済的負担の軽減に関する情報の提供、助言などの必要な施策を講ずることを定めるものです。

14 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、安心して暮らすことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は犯罪被害者等がその受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようするため、犯罪被害者に対する専門的な知識・技能を有する専門職によるカウンセリングや、ワンストップ支援センターにおいて性犯罪被害者に対するカウンセリングを行うなどの必要な施策を行うことを定めるものです。

15 安全の確保

県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護や施設への入所による保護や被害防止に関する助言等を行うなど安全の確保を最優先した支援を行うこと及び警察等関係機関において連携を図り、再被害の防止に務めること等の必要な施策を行うことについて定めるものです。

16 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪等により犯罪被害者等が従前の住居に居住することが困難となった場合や、犯罪等により犯罪被害者等の収入が減少し生計維持が困難となった場合における犯罪被害者等救済の観点から、県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずることを定めるものです。

17 雇用の安定

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るために、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、県内の事業者、事業団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮について、啓発を実施し、事業者の理解増進等について定めるものです。

18 刑事手続参加のための情報提供等

県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるようするために、刑事手続に関する情報提供等必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪被害者等が、その被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、「被害者の手引き」等の資料の配付などにより刑事手続や各種被害者支援施策に関する情報提供等の必要な施策を講ずることを定めるものです。

19 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等への理解を深め、保護、捜査、公判等の過程で犯罪被害者等の人権に十分配慮がなされ犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等に対応する職員への教育、研修や犯罪被害者の心情に配慮し対応を行うなどの必要な施策を講ずることを定めるものです。

20 県民等の理解促進

県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害を生じさせ又は犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、犯罪被害者等を巡る状況、犯罪被害者等について県民及び事業者の理解を深め、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進するため、「犯罪被害者週間」での広報啓発活動の集中的な実施、犯罪被害者の声を聴くための講演会の開催等、その他の必要な施策を講ずることを定めるものです。

21 民間支援団体に対する支援

県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体が行う支援員養成講座への講師派遣や犯罪被害者等支援を行う民間団体の意義やその活動等の広報を行う等その他必要な施策を講ずることを定めるものです。

22 緊急支援体制の構築

県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、国、市町村、民間支援団体その他関係機関による緊急支援体制の整備その他の必要な施策を講ずる。

【趣旨】

この項目は死傷者が多数に上る事案が発生した場合に、迅速に行うことができるよう、国、市町村、民間支援団体等と連携した緊急支援体制の整備構築等の必要な施策を講ずることを定めるものです。